

郵送による転出届

山形県東田川郡庄内町長 殿

記入日 年 月 日

届出人氏名 (転出者本人)	日中連絡のとれる電話番号 () -
------------------	-----------------------

次のとおり届出いたします。

新住所 (転出先)			
方書 (アパート等)		新世帯主	
旧住所 (住民登録のあるところ)	庄内町		
方書 (アパート等)		旧世帯主	

本籍 (日本人の方)		筆頭者 (日本人の方)	
---------------	--	----------------	--

異動年月日 (引っ越しした年月日)	年 月 日
----------------------	-------

ふりがな 転出者の氏名	生年月日	性別	旧世帯主との続柄	住民基本台帳カード又は個人番号カード	(※外国人住民の方のみ記載) 国籍 在留カード等の番号
	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女		有・無	
	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女		有・無	
	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女		有・無	
	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女		有・無	
	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女		有・無	

※ (裏面) に説明がありますので、郵送する前に必ずご一読ください。

(裏面)

【住民基本台帳カード又は個人番号カードをお持ちの方へ】

- ◎「住民基本台帳カード又は個人番号カードをお持ちの方」及び「住民基本台帳カード又は個人番号カードをお持ちの方と同一世帯の方」が同時に転出される場合は、転入届の特例の適用を受けるため、転出証明書が交付されません。そのため、返信用封筒は不要です。
- ◎転出の手続きが終わりましたら、庄内町税務町民課町民係から電話で連絡いたしますので、日中連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。
- ◎連絡を受けられた後、住民基本台帳カード又は個人番号カードをお持ちになり、転入する市区町村で転入手続きをしてください。(※手続きの時にカードの暗証番号が必要になりますのでご準備ください。)

【送付いただくもの】

- 転出届
- 本人確認書類の写し（届出人のもの）
- ・ 運転免許証、個人番号カード、写真付き住民基本台帳カード、パスポートなど官公署が発行した写真付の身分証明書又は健康保険被保険者証等のコピー
↳※記号番号・保険者番号を消したもの
 - ・ 在留カード等のコピー（外国人の方）
- 返信用封筒（転出証明書が交付される場合のみ）
- ・ 切手を貼った返信用封筒に届出される方の新住所（転出先）と氏名を必ず記入してください。
 - ・ 郵送料金が不足している場合は、受取人払いとさせていただきます。

※以下に記載されているもので庄内町発行のものをお持ちの方は、転出後に使用できなくなり回収となりますので、送付いただくものとあわせて同封してください。

- 印鑑登録証 国民健康保険証 後期高齢者受給者証
- 介護保険証 重度心身障がい(児)者医療証 子育て支援医療証
- ひとり親家庭等医療証

※転出日が届出日より14日以上遡る場合や、その他ご不明な点は、事前にお問い合わせください。

【問い合わせ・送付先】

〒999-7781
山形県東田川郡庄内町余目字町 132-1
庄内町役場 税務町民課町民係
TEL 0234-42-0133~0135
FAX 0234-42-0895

※郵送時には日数に余裕をもって届出してください。
書類がすべて整ってから、3~5日（土日、祝日、年末年始は除く）で発送いたします。